

ワンズオフィス社労士事務所 / ワンズライフコンパス マンスリーニュース

～ 育休応援手当, ハートの処遇助成金, 室温管理 / 事務トピックス ～
2025 / 5 / 27 314 号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I. 【他社事例】育休取得者増加で 部署全員へ応援手当 シャボン玉石けん

産前産後・育児休業をしている社員がいる部署全員を支援する施策を考える会社も多いと思います。そこで応援手当を支給している事例を紹介します。

無添加石けんの製造・販売を行うシャボン玉石けん(株)は今年度から、産前産後休業・育児休業の取得者が出た部署のメンバー全員に、1人当たり月1万円の手当を支給します。部署のメンバーが10人を超える場合は、10万円を全員で等分します。「部署全体でフォローするという風土醸成を重視した」(同社広報担当)としています。

同社の各部署は10人前後のメンバーで構成されており、たとえば15人が在籍する部署で取得者が1人出た場合、14人に1人7000円ずつ支給します。支給期間は、取得者が復職するまで、あるいは新規採用や他部署からの応援などにより、人員補充が完了するまでです。

同社では2014年以降、女性従業員の産休・育休取得後復職率は100%を維持しています。全体の約6割を占める男性従業員の取得も増加しており、今後も業務をフォローする従業員の負担増が見込まれることから、手当導入に踏み切りました。

II. 130万の壁対策 2年間で最大75万円 助成金に新コース 厚生労働省

厚生労働省は、「年収130万円の壁」による働き控えの解消に向けたキャリアアップ助成金の拡充案を明らかにしました。有期労働者などの社会保険の適用を進める観点から、当分の間の暫定措置として「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設します。

同コースは、令和8年3月末までの暫定措置として運用している社会保険適用時処遇改善コースに加えて新設するものです。現在の社会保険適用時処遇改善コースが106万円の壁への対応として設けられているのに対し、新コースでは、年収130万円の壁も意識せずに働くことができる環境づくりを後押しするようです。

配偶者などの扶養から外れ、国民年金・国民健康保険の保険料の支払いが発生する130万円の壁は、106万円の壁に比べ、壁を超える際により多くの保険料負担が発生することから、

労働者の手取り収入を増加させるためには大幅な労働時間の延長または額面賃金の増加が必要になります。

このため新コースでは、3年間で最大 50 万円を支給している社会保険適用時処遇改善コースを上回る助成額とします。有期労働者などが社会保険の適用を受ける際、労働時間の延長と賃金増加の組合せで労働者の収入を増加させる取組みを行った事業主に対し、2年間で労働者 1 人当たり最大 75 万円を支援します。同助成金を拡充する雇用保険法施行規則の改正は 7 月 1 日施行予定です。

Ⅲ. 事務所の衛生基準としての室温

事務所衛生基準規則*は、事務所その他の作業場における労働者の清潔保持等のために事業者が講ずべき措置等について定めています。毎年、暑くなってきましたので、屋内の気温管理も重要になってきています。（*事務所衛生基準規則は、労働安全衛生法に基づき定められた、事務所の衛生基準を定めた厚生労働省令です。）

その中で、「事務室の環境管理」に関して、4 条および 5 条で事務室の温度について定めています。

4 条 1 項では、「事業者は、室温が十度以下の場合は、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない」としています。

2 項では、「事業者は、冷房する場合は、当該室の気温を外気温より著しく低くしてはならない」とし、但し書きで、電子計算機等を設置する室における例外を定めています。

5 条 3 項では、事業者の努力義務として、空気調和設備を設けている場合の室の気温と湿度について定めています。

「気温」について、エアコン等の空気調和（空調）設備を設けている場合は、労働者を常時就業させる室の気温が 18℃以上 28℃以下になるように努めなければならない、と定めています。

なお、空調設備を設けている場合以外であっても、冷暖房器具を使用することなどにより事務所における室の気温は 18℃以上 28℃以下になるようにすることが望ましいこと、としています（令 4・3・1 基発 0301 第 1 号）。「湿度」については、相対湿度が 40%以上 70%以下になるように努めなければならない、としています。

事務所内においても熱中症防止のための温度・湿度管理に留意し、作業内容を考慮した至適温度に設定するとよいでしょう。

Ⅳ. 6 月の事務トピックス

- ① 労働保険料概算確定申告：6 月中頃までに労働局から封書で書式が届く予定です。申告と労働保険料の納付をお願いします。
- ② 社会保険算定基礎届：6 月中に年金機構や健保組合から封書が届く予定です。2024 年 4 月～2024 年 6 月の 3 か月間に支払った賃金で標準報酬月額を算定しますので、支払い実績を確認しておきましょう。

*①～②の事務を当方へ委任されている企業様の書類等の受け渡し方は個別にご連絡いたします。